

令和8年 第1回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和8年1月13日 9時00分～

2. 開催場所 上富田町役場 1階 会議室

3. 出席委員 (8名)

1番 福田 和晃	2番 小野 博	3番 小山 全美
4番 山際 郁広	5番 前地 孝俊	6番 森 隆
7番 小倉 紳示	8番 田上 彰伸	

4. 議事日程

報告 第1号 農地改良届について

報告 第2号 電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について

議案 第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)

議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員 局長 山根 康生 農地主任 三谷 祐子

6. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>ただいまより令和8年第1回上富田町農業委員会総会を開催いたします。 定足数に達していますのでこれより会議を開催します。 会期はただいまより本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし。」</p> <p>ご異議なしとのことでございます。 よって、会期は1日間とします。 本日の署名委員は、2番小野委員・3番小山委員 よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事日程に従って進めてまいります。</p> <p>報告第1号「農地改良届出について」 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地改良届出について」 下記農地について、農地改良届があつたので報告する。 令和8年1月13日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸</p> <p>番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外1筆 地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。 農振区分 農用外です。 合計面積 20,427m²です。 権利種別 田畠転換です。 届出者 ○○○○ ○○市○○ ○○番○○号です。 変更理由 梅の改植及び園地の整備 隣接農地はありません。 水利組合同意は、○○水利組合 切土は最大約30m、盛土は最大約10m。 雨水は自然浸透、余水は新設の水路に放流します。 始末書が添付されていますので、読み上げます。 「私は、農業委員会の許可が必要であることを知らずに農地の改良整備を行いました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意しますので、今回だけは何卒寛大なるご配慮をお願いします。」</p> <p>事務局から経緯について補足説明をします。 令和6年10月ごろ、現地の施工が開始されました。同年12月、現場で、申請人本人を</p>

	<p>含めて協議を行っています。</p> <p>「農地改良届」の提出がありましたが、精巧な図面ではなく、計画も不透明であったため、令和7年2月の農業委員会総会にて不受理で回答をしています。</p> <p>本事案を確認後、当該地について、また隣接地について口頭・文書指導を行いました。</p> <p>令和7年12月に業者等が入り、現状の測量を実施。施工前の図面等はありませんが、施工後の図面は測量業者が計測し、現状に沿ったものが提出されました。農地班が施工前後の状況について、図面等で確認、その後現地にて問題点が無いかの確認を行っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、報告第1号について、ご意見、ご質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」。の声あり)</p> <p>異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第2号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」農地法第5条第1項第7号（農地法施行規則53条第1項第14号）の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。</p> <p>令和8年1月13日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外2筆</p> <p>地目 登記簿「畠」 現況「田」です。</p> <p>合計面積 1,526m²です。</p> <p>権利種別 賃貸借です。</p> <p>貸付人 ○○○○ 外1名 ○○町○○ ○○番地の○○</p> <p>借受人 ○○株式会社 ○○本部</p> <p>転用目的 鉄塔の建替 鉄塔の建て替えに伴う資材置場用地（一時転用）</p> <p>隣接農地はありません。</p> <p>水利組合同意は、○○水路組合。</p> <p>切土・盛土はありません。</p> <p>汚水及び雑排水は発生しません。</p>

	<p>この件について、補足説明をします。</p> <p>令和6年9月に届出あり、協議後、回答しました。この時の工期が令和8年1月31日まででしたが、今回は工期の延長についての届出です。工期は、令和8年3月31日まで延長です。農地法関係事務処手引きに基づき、協議のみで回答することを報告します。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 報告第2号について、ご意見、ご質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」。の声あり)</p> <p>異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。</p> <p>続いて、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」事務局より説明願います。</p> <p>事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。</p> <p>令和8年1月13日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○</p> <p>地目 登記簿及び現況ともに「田」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>面積 931.00 m²です。</p> <p>権利種別 機構法使用貸借です。</p> <p>賃借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>利用目的は畑です。</p> <p>期間は、令和8年3月1日から令和10年2月29日です。2年間です。</p> <p>備考は水稻です。</p> <p>番号2</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○</p>
--	---

	<p>地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>面積 3,829 m²です。</p> <p>権利種別 機構法賃貸借です。</p> <p>貸借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○市○○町 ○○番地の○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>利用目的は樹園地です。</p> <p>期間は、令和8年3月1日から令和15年2月28日です。7年間です。</p> <p>備考は梅・みかんです。</p>
	<p>番号3</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番 外3筆</p> <p>地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>合計面積 2,857 m²です。</p> <p>権利種別 機構法賃貸借です。</p> <p>貸借権を設定する者 ○○○○ ○○市○○ ○○番地です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○市○○ ○○番地の○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>利用目的は樹園地です。</p> <p>期間は、令和8年3月1日から令和28年2月28日です。20年間です。</p> <p>備考は梅です。</p>
	<p>番号4</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○</p> <p>地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>面積 3,786 m²です。</p> <p>権利種別 機構法使用賃貸借です。</p> <p>貸借権を設定する者 ○○○○ 他1名 ○○市○○ ○○番地です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○市○○ ○○番地の○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p>

	<p>利用目的は樹園地です。 期間は、令和8年3月1日から令和28年2月28日です。20年間です。 備考は梅・みかんです。</p> <p>番号5 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 地目 登記簿及び現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 面積 754 m²です。 権利種別 機構法使用賃貸借です。 貸借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は田です。 期間は、令和8年3月1日から令和14年2月29日です。6年間です。 備考は水稻です。</p> <p>番号6 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外2筆 地目 登記簿及び現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 合計面積 1,756 m²です。 権利種別 機構法使用賃貸借です。 貸借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は田です。 期間は、令和8年3月10日から令和13年9月30日です。5年7カ月です。 備考は水稻です。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 それでは、議案第1号について、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
--	---

	(「異議なし」。の声あり)
	それでは、議案第1号について、ご意見、ご質疑ございませんか。
4番	経営面積が「0」の方がいますが、利用権を設定しても大丈夫でしょうか。
事務局	上富田町内での経営面積が「0」ですが、他市町で耕作しているものと思われます。
議長	その他、議案第1号について、ご意見、ご質疑ございませんか。
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
議長	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。
議長	続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議願いたい。 令和8年1月13日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸
	番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番 地目 登記簿及び現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 面積 175.00 m ² です。 権利種別 3条無償移転です。 譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。 経営面積は明記のとおりです。 申請事由 相続により取得したが、農家ではなく維持管理が困難であるためです。 譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番○○号です。 経営面積は明記のとおりです。 申請事由 自家消費用の野菜を耕作するためです。 備考欄 野菜です。

番号 2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。

農振区分 農用内です。

面積 324.00 m²です。

権利種別 3条無償移転です。

譲渡人 一般社団法人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 過去に譲受人の父と売買が行われていたが、未登記のまま現在に至っており、正式に譲受人に所有権を移転するためです。

譲受人 ○○○○ ○○市○○ ○○番地です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 引き続き耕作するためです。

備考欄 梅です。

番号 3

農地の所在 ○○字○○ ○○番

地目 登記簿及び現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 2,363.00 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○県○○市○○ ○丁目○○番地の○○ ○○ ○○です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 遠方に居住しており、農地の維持管理が困難であるためです。

譲受人 ○○○○ ○○郡○○町○○ ○○番○○ ○○ ○○号です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 自家消費用の野菜を耕作するためです。

備考欄 野菜です。

以上です。

議長 それでは、議案第3号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

	「異議なし。」
議長	それでは「可」と決定いたします。
議長	それでは、議案第3号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし。」
議長	それでは「可」と決定いたします。
	それでは、議案第3号番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。
6番	譲受人は、経営面積がありません。2,000m ² くらいの農地で自家消費分の野菜を耕作ですが、耕作はできるのでしょうか？
事務局	代理人に確認したところ、自家消費用野菜を耕作することでした。経営計画書も添付されています。 譲受人○○○○。○○歳。会社員。農業に働く日数150日。作物は、菊芋・レタスです。今後は申請地の全部について、自家消費用野菜の畑として適切に維持管理していきます。 とのことです。以上です。
3番	当該地周辺で、わたしも耕作をしています。昨年だったと思うのですが、○○さんといわれる方が、現地を見に来ました。
議長	その他、議案第2号番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし。」

議長	それでは「可」と決定いたします
議長	提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。
	(「なし。」の声あり。)
議長	ないということでございますので、農業委員会の総会を閉会します。 閉会
	令和8年1月13日 この議事録については、事務局 三谷 祐子 が記録した。
	会長 _____
	署名委員 3番 _____
	4番 _____